

(目的)

第1条 この条例は、職員のコンプライアンス(職員が、法令(市の条例、規則及び市の機関の定める規程を含む。以下同じ。)を遵守し、高い倫理意識を持って、市民のために積極的、自主的かつ誠実に職務を遂行することをいう。)の推進及び保持に関し必要な事項を定めることにより、公正な職務を遂行し、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項第1号及び第3号に掲げる特別職(議会の議員を除く。)に属する職員をいう。

(2) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 職員

イ 法第3条第3項第2号、第3号の2及び第5号に掲げる特別職に属する職員

ウ 市と請負契約その他の契約を締結している事業者等の役員及び従業員

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者の役員及び従業員

オ アからエまでに掲げる者であった者のうち、その職を退いた日から起算して1年を経過していないもの

(3) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者(その委任を受けた者を含む。)をいう。

(4) 事業者等 法人その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。

(5) 不当要求行為 違法行為若しくは公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為(不作為を含む。)を要求する行為で規則で定めるもの又は暴力行為等社会的相当性を逸脱した手段で規則で定めるものにより要求の実現を図る行為をいう。

(6) 公益通報 公益を守るために、職員等が、知り得た市の事務事業又は市から業務の委託を受けた事業者等における当該業務に関する行為、市の施設の指定管理者における当該施設の管理運営に関する行為その他の行為で、次のいずれかに該当するものについて通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行うものを除く。

ア 法令に違反する行為

イ 人の生命、身体、生活若しくは財産を害し、又はこれらに重大な影響を与える行為

ウ ハラスメント

エ アからウまでに掲げるもののほか、公益を害し、又は害するおそれのある行為

2 この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、事業者等とみなす。

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第3条 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部の者に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 職員は、法令の遵守の重要性を深く認識するとともに、倫理意識の高揚に努め、常に公正な職務の遂行に当たらなければならない。

3 職員は、職務の遂行に当たっては、市民その他市政に関わりのある者に対して業務に関する説明を十分に行い、理解と協力を得るよう努めなければならない。

4 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

5 職員は、法令により与えられた権限の行使に当たっては、規則で定める利害関係者との関係に注意を払い、市民の疑惑や不信を招くような行為として規則で定めるものをしてはならない。

6 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。

7 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

(管理監督者の責務)

第4条 職員を管理し、又は監督する地位にある職員は、その職務の重要性を自覚し、率先して自らを律するとともに、所属職員への適切な指導及び監督を行い、公正な職務の遂行及び厳正な服務規律の確保を図らなければならない。

(任命権者の責務)

第5条 任命権者は、職員の職務に係る倫理の保持に資するため、研修その他必要な措置を講じなければならない。

(不当要求行為への組織的対応)

第6条 職員は、不当要求行為に対しては、これを拒否しなければならない。この場合において、当該不当要求行為が明らかに違法と認められる場合又は職員その他の者に危険が及ぶおそれがあると認められる場合には、上司の指示又は職員自らの判断により、警察機関への通報その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 職員(市長を除く。)は、不当要求行為を受けたときは、直ちに上司又は規則で定める職員(以下「上司等」という。)に報告しなければならない。

3 上司等は、前項の規定による報告を受けたときは、適法かつ公正な職務を遂行するために必要な措置を講ずるものとする。

4 上司等は、職員(市長を除く。)が受けた不当要求行為が公正な職務の遂行を損なうおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(不当要求行為を受けた職員の保護)

第7条 上司等は、職員(市長を除く。)が不当要求行為を受けたときは、当該不当要求行為の行為者から違法又は不当な権利侵害を受けることのないよう警察機関への連絡、弁護士のあっせん等を行うとともに、公正な職務の遂行を確保するため、当該職員に対し、必要な援助、保護等の措置を講ずるものとする。

(公益通報調査員)

第8条 公益通報に関する受付、調査等を行うため、宮古市公益通報調査員(以下「調査員」という。)を置く。

2 調査員は、弁護士その他の法令に関し専門的知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(公益通報の方法)

第9条 職員等は、市政の運営に関し、第2条第1項第6号に規定する行為(以下「通報対象行為」という。)が生じ、又は生じようとしていることを知り得たときは、調査員に対して公益通報をするものとする。

2 職員等は、公益通報をする場合は、原則として実名により行わなければならない。ただし、職員等により違法な行為又は違法であるおそれが高い行為がなされていることが明確であって、かつ、通報対象行為が確実にあると信ずるに足りる相当の根拠が示された場合は、この限りでない。

3 職員等は、公益通報をするに当たっては、確実な資料に基づき誠実に行わなければならない。

4 職員等は、公益通報の濫用により、いたずらに公務の運営に支障を生じさせてはならない。

(公益通報の対象となる行為に関する調査員の調査等)

第10条 調査員は、公益通報を受けたときは、通報対象行為の存否に関する調査の必要性を十分に検討し、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、当該公益通報をした職員等(以下「通報者」という。)に対し、遅滞なく通知するものとする。

2 調査員は、公益通報の概要及び対応方針を市長及び当該公益通報に係る事務を所管する任命権者(以下「市長等」という。)に報告するものとする。

3 調査員は、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく調査を行い、当該調査の結果を市長等に報告するものとする。

4 調査員は、利害関係を有する者のプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、調査の進捗状況について適宜通知するとともに、当該調査の結果を遅滞なく通知するものとする。

5 前条第2項ただし書の規定に該当することにより公益通報が実名により行われなかった場合は、第1項及び前項の規定による通知は行わないものとする。

(公益通報の調査結果に基づく措置の実施)

第11条 市長等は、前条第3項の規定により通報対象行為があると認める報告を受けたときは、速やかに是正の措置、再発防止の対策等(以下「是正措置等」という。)を講ずるとともに、その内容を調査員に報告するものとする。この場合において、市長等は、必要があると認めるときは、当該通報対象行為に係る関係者の処分を行うものとする。

2 市長等は、前項の規定により是正措置等を講じたときは、必要に応じて、その内容の全部又は一部を公表するものとする。

(公益通報の通報者への是正措置等の通知)

第12条 調査員は、前条第1項の規定により市長等が是正措置等を講じたときは、その内容を、利害関係を有する者のプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、第9条第2項ただし書の規定に該当することにより公益通報が実名により行われなかった場合は、この限りでない。

(公益通報の通報者等の保護)

第13条 市長等は、通報者及び通報対象行為の存否に関する調査に協力した者に対し、公益通報をし、又は当該調査に協力したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

2 市長等は、通報者及び通報対象行為の存否に関する調査に協力した者が前項の不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(職員等の協力等)

第14条 職員等は、この条例の規定に基づき調査員が行う調査に誠実に協力するとともに、当該調査に係る通報者を特定するための調査等を行ってはならない。

- 2 公益通報の処理に従事する職員等は、通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有してはならない。
- 3 市長等は、第1項に規定する調査等が行われ、若しくは行われるおそれがあると認めるとき、又は前項に規定する範囲を超えて同項に規定する事項が共有され、若しくは共有されるおそれがあると認めるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(公表)

第15条 市長は、毎年度、この条例の運用状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(補則)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年11月1日から施行する。